

# 三笠市 公園施設長寿命化計画

2021年2月

三笠市建設部建設課

## 1. 都市公園整備状況

(2021年1月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
27	30.13 ha	56.88 m <sup>2</sup>

※47.22ha/8,302人(2021年1月時点) = 56.88m<sup>2</sup>/人

## 2. 計画期間(西暦)

2021年度～2030年度(10箇年)

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
22	3	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	27

### ②選定理由

計画対象都市公園は、「都市公園法第11条に基づく都市公園(公園又は緑地)」のうち、改築・修繕等の必要性が高い27箇所を選定した。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
—	3	128	93	—	3	27

  

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
140	—	—	394

### ②これまでの維持管理状況

これまで計画対象となる都市公園の施設は、2ヶ月に1回の日常点検を行っている。  
遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全に関する指針」及び社団法人日本公園施設業組合(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。  
これらの日常点検及び定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修、更新を行ってきた。

### ③選定理由

本市の公園は、設置から30年以上経過した公園が約8割を占め、10年後には約9割に達する見込みである。

これまで劣化した遊戯施設の修繕・更新、便所・四阿等の塗装・修繕、ベンチ・野外卓の塗装・天板交換などを行ってきたが、公園施設の老朽化が顕在化している。

今後は、財政的な制約も考慮し、進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を計画的に進めていく。

長寿命化計画の対象施設選定においては、公園施設のうち遊戯施設・休憩施設・教養施設・便益施設・管理施設や水景施設としての修景施設などを対象として、適切な維持管理を行うことで安全性の確保とライフサイクルコストの削減が可能な施設を対象施設として抽出した。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2020年9月～10月の2ヶ月で実施した。

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」と同遊戯施設の安全指針に則り、健全度調査を実施した。なお、調査では予防保全型管理となる施設のほか、事後保全型管理となる施設についても、今後の修繕計画を明確に行うために予防保全型管理となる施設と同様の調査を行った。

点検調査を行った施設は、合計394施設であり、予防保全型管理の施設は、遊戯施設を含め160施設、事後保全型管理の施設は、234施設であった。

健全度調査の結果、健全度Bと判定された施設は222基（全体の56%）、Cと判定された施設は158基（全体の40%）、Dと判定された施設は14基（全体の4%）であった。この調査結果より、何らかの対応が必要なC判定とD判定の施設は全体の約4割となっている。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 ( 299 )	0	173	112	14	D判定は利用禁止とした。
c. 土木構造物 ( 0 )	0	0	0	0	
d. 建築物 ( 2 )	0	0	2	0	
b. 遊具等 ( 93 )	0	49	44	0	
合計 394	0	222	158	14	

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」のほか、災害時の緊急避難場所指定されている公園と利用者数が多い公園から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

	(施設) 緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 ( 299 )	91	35	173
c. 土木構造物 ( 0 )	0	0	0
d. 建築物 ( 2 )	2	0	0
b. 遊具等 ( 93 )	29	15	49

## 7. 対策内容と実施時期

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検は、2カ月に1回建設課により実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設についての定期点検の頻度は、遊戯施設を含めた予防保全型管理の施設は年1回、それ以外の施設は5年に1回とする。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。

清掃等は、建設課によるもののほか、地域住民のボランティア活動と協働で行うものとする。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。  
また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

事後保全型管理と予防保全型管理の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

### 1. 予防保全型に類型した施設

健全度がC判定となった時点で緊急度判定の高となっている施設から速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設(a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物)については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本として設定する。

#### b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### d. 建築物等

- ・ 既存の公園便所については、適宜「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等のバリアフリー基準に適合した構造に改築をすすめる。

### 2. 事後保全型に類型した施設

健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

### 3. 植栽の扱い

各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。

おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	182,170 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	111,080 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	71,090 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	18,217 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

## 10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は8,990千円である。

## 11. 計画の見直し予定

### ①計画の見直し予定年度

2025年度

### ②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。  
公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。